

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Aの普通区間の料金の額と同額とする。

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス(以下「京滋バイパス」という。))、一般国道1号(第二京阪道路(以下「第二京阪道路」という。))、一般国道2号(広島岩国道路(以下「広島岩国道路」という。))、一般国道10号(椎田道路(以下「椎田道路」という。))、一般国道10号(宇佐別府道路(以下「宇佐別府道路」という。))、一般国道10号(隼人道路(以下「隼人道路」という。))、一般国道11号(高松東道路(以下「高松東道路」という。))、一般国道42号(湯浅御坊道路(以下「湯浅御坊道路」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとす。

L : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ)イ) Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下、「消費税率を乗じた額」という。)を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ)からハ)の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B(四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ)からハ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから 津田寒川インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジから 志度インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	380.953	428.572	523.810	714.286	1,238.096
津田東インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	428.572	523.810	619.048	857.143	1,428.572
津田寒川インターチェンジから 志度インターチェンジまで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ) 料金算出方法の特例

A(四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からハ)に定める方法により算出した額とニ) Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間(ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。)の料金の額は、

ロ) からニ) 及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

C 江津道路の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、(ロ)イ) Aの普通区間1キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添5の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき(ハ)ロ) 及びハ) により算出された額から②チに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に(ロ)イ) Aの普通区間の1キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

D 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合(以下「連続走行」という。)における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、(ロ) からホ) に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
近畿自動車道 天理吹田線	天理インターチェンジから 香芝インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	香芝インターチェンジから 松原インターチェンジ又は 長原インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	松原インターチェンジから 吹田インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505
近畿自動車道 松原那智勝浦線	長原インターチェンジから 岸和田和泉インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505

②本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(46)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								久御山淀
							久御山	95.239
					久御山 ジャンクション	—	—	95.239
				巨椋	—	—	—	—
			宇治西	95.239	142.858	—	—	190.477
		宇治東	—	—	—	—	—	—
	笠取	142.858	190.477	285.715	333.334	—	—	380.953
	南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	142.858	—	333.334	428.572	476.191	523.810	619.048
瀬田東	—	238.096	—	428.572	476.191	571.429	619.048	666.667

普通車

									久御山淀
								久御山	95.239
							久御山 ジャンクション	—	95.239
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	—	238.096
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	190.477	285.715	333.334	380.953	—	—	523.810
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190.477	—	428.572	523.810	571.429	619.048	—	761.905
瀬田東	—	285.715	—	523.810	619.048	666.667	761.905	—	857.143

中型車

									久御山淀
								久御山	95.239
							久御山 ジャンクション	—	142.858
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	—	285.715
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	238.096	333.334	380.953	476.191	—	—	619.048
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190.477	—	523.810	619.048	714.286	761.905	—	904.762
瀬田東	—	333.334	—	619.048	761.905	809.524	904.762	—	1,047.620

大型車

									久御山淀
								久御山	142.858
							久御山 ジャンクション	—	190.477
						巨椋	—	—	—
				宇治西	142.858	238.096	—	—	428.572
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	285.715	428.572	571.429	666.667	—	—	857.143
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	285.715	—	714.286	857.143	952.381	1,047.620	—	1,238.096
瀬田東	—	476.191	—	904.762	1,000.000	1,142.858	1,238.096	—	1,428.572

特大車

									久御山淀
								久御山	238.096
							久御山 ジャンクション	—	285.715
						巨椋	—	—	—
				宇治西	190.477	380.953	—	—	666.667
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	523.810	714.286	904.762	1,095.239	—	—	1,380.953
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	476.191	—	1,190.477	1,380.953	1,571.429	1,761.905	—	2,047.620
瀬田東	—	761.905	—	1,476.191	1,714.286	1,904.762	2,047.620	—	2,380.953

ロ 第二京阪道路における各区間及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

A区間
軽自動車等

								京田辺松井
							八幡 ジャンクション	13.920
						八幡東	—	—
				久御山南	142.858	190.477	—	190.477
			久御山 ジャンクション	—	190.477	238.096	—	238.096
	巨椋池	142.858	—	—	190.477	285.715	—	285.715
起点	—	190.477	—	—	238.096	333.334	—	333.334

普通車

								京田辺松井
							八幡 ジャンクション	17.320
						八幡東	—	—
				久御山南	142.858	238.096	—	238.096
			久御山 ジャンクション	—	190.477	285.715	—	285.715
	巨椋池	142.858	—	—	238.096	333.334	—	333.334
起点	—	190.477	—	—	285.715	380.953	—	380.953

中型車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	20.800
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	238.096	285.715
		久御山 ジャンクション	—	238.096	333.334	380.953
	巨椋池	142.858	—	285.715	380.953	428.572
起点	—	190.477	—	333.334	428.572	476.191

大型車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	28.520
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	285.715	476.191	523.810
	巨椋池	142.858	—	380.953	571.429	571.429
起点	—	238.096	—	476.191	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡 ジャンクション	48.000
				八幡東	—	—
			久御山南	190.477	523.810	571.429
		久御山 ジャンクション	—	476.191	809.524	857.143
	巨椋池	190.477	—	619.048	904.762	952.381
起点	—	333.334	—	761.905	1047.620	1,095.239

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	476.191	666.667	1,142.858

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

(注) A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島まで

の区間をいう。

ハ 一般国道2号(第二神明道路)(以下「第二神明道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注2) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

(注3) 神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行1回あたりの料金の額とする。

ニ 広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			大竹ジャンクション	
			大竹	50.000
			大野	339.806
		大野	350.000	679.612
廿日市	廿日市ジャンクション	350.000	679.612	728.156
廿日市	100.000	350.000	679.612	728.156

大型車

			大竹ジャンクション	
			大竹	100.000
			大野	485.437
		大野	500.000	970.874
廿日市	廿日市ジャンクション	500.000	970.874	1,067.962
廿日市	150.000	500.000	970.874	1,067.962

特大車

			大竹ジャンクション	
			大竹	200.000
			大野	1,165.049
		大野	1,200.000	2,330.098
廿日市	廿日市ジャンクション	1,200.000	2,330.098	2,524.272
廿日市	350.000	1,200.000	2,330.098	2,524.272

ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大竹	17.220
		大野	238.096	221.400
	廿日市ジャンクション	115.620	319.800	337.020
廿日市	61.500	238.096	476.191	398.520

大型車

				大竹ジャンクション
			大竹	28.413
		大野	333.334	365.310
	廿日市ジャンクション	190.773	527.670	556.083
廿日市	101.475	333.334	666.667	657.558

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	47.355
		大野	711.495	608.850
	廿日市ジャンクション	317.955	879.450	926.805
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ホ 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路)) (以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
	八代南	142.858
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日奈久
	八代南	190.477
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日奈久
	八代南	238.096
八代ジャンクション	238.096	476.191

大型車

		日奈久
	八代南	285.715
八代ジャンクション	333.334	619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

へ 一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））（以下「鹿児島道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

ト 一般国道9号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		東出雲
	安来	333.334
米子西	190.477	476.191

普通車

		東出雲
	安来	428.572
米子西	190.477	619.048

中型車

		東出雲
	安来	476.191
米子西	285.715	761.905

大型車

		東出雲
	安来	666.667
米子西	333.334	1,000.000

特大車

		東出雲
	安来	1,142.858
米子西	571.429	1,714.286

チ 江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	333.334
	江津西	523.810	857.143
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

リ 椎田道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
388.350	582.525	1,359.224

ただし、東九州自動車道と接続する日以降の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
		椎田	95.239
	築城	190.477	285.715
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
		椎田	142.858
	築城	285.715	428.572
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
		椎田	333.334
	築城	666.667	1,000.000
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ヌ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				速見
			大分農業文化公園	142.858
		安心院	142.858	291.263
	院内	145.632	285.715	436.894
宇佐	—	242.719	380.953	533.981

普通車

				速見
			大分農業文化公園	190.477
		安心院	190.477	388.350
	院内	145.632	333.334	533.981
宇佐	—	291.263	476.191	679.612

中型車

				速見
			大分農業文化公園	238.096
		安心院	238.096	485.437
	院内	194.175	428.572	631.068
宇佐	—	339.806	571.429	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ル 一般国道10号（日出バイパス）（以下「日出バイパス」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

ワ 一般国道10号（延岡南道路）（以下「延岡南道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ヰ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
	隼人西	97.088
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

カ 高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			さぬき三木	終点
				—
		志度	142.858	190.477
	津田寒川	95.239	238.096	285.715
津田東	142.858	238.096	380.953	428.572

普通車

			さぬき三木	終点
				—
		志度	142.858	238.096
	津田寒川	142.858	285.715	333.334
津田東	190.477	285.715	428.572	523.810

中型車

			さぬき三木	終点
				—
		志度	190.477	285.715
	津田寒川	142.858	333.334	428.572
津田東	190.477	333.334	523.810	619.048

大型車

				終点
			さぬき三木	—
		志度	238.096	380.953
	津田寒川	190.477	428.572	571.429
津田東	285.715	476.191	714.286	857.143

特大車

				終点
			さぬき三木	—
		志度	428.572	666.667
	津田寒川	333.334	761.905	952.381
津田東	476.191	809.524	1,238.096	1,428.572

(注) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

ヨ 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			精華学研・山田川
		精華下狛	145.632
	田辺西	145.632	291.263
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	291.263
	田辺西	291.263	582.525
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
		精華下狛	533.981
	田辺西	533.981	1,067.962
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから 田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから 山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから 木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

タ 一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A区間	145.632	252.428	398.059	895.239
B区間	97.088	145.632	203.884	495.146

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－4の自動車の車種区分をいう。

(注2) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までの区間を、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までの区間をいう。

レ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

					有田
				有田南	—
			湯浅	48.544	97.088
		広川	—	145.632	145.632
	広川南	142.858	—	238.096	285.715
	川辺	—	242.719	—	339.806
御坊	95.239	—	339.806	—	485.437

普通車

					有田南	有田
						—
				湯浅	97.088	145.632
			広川	—	145.632	194.175
		広川南	142.858	—	285.715	333.334
	川辺	—	291.263	—	436.894	485.437
御坊	142.858	—	436.894	—	582.525	631.068

中型車

					有田南	有田
						—
				湯浅	97.088	145.632
			広川	—	194.175	242.719
		広川南	190.477	—	380.953	428.572
	川辺	—	339.806	—	533.981	582.525
御坊	190.477	—	533.981	—	728.156	776.700

大型車

					有田南	有田
						—
				湯浅	145.632	194.175
			広川	—	291.263	339.806
		広川南	238.096	—	523.810	571.429
	川辺	—	436.894	—	728.156	776.700
御坊	238.096	—	679.612	—	970.874	1,019.418

特大車

					有田南	有田
						—
				湯浅	242.719	339.806
			広川	—	485.437	582.525
		広川南	380.953	—	857.143	952.381
	川辺	—	776.700	—	1,213.593	1,310.680
御坊	380.953	—	1,165.049	—	1,650.486	1,747.573

ソ 一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

			いよ小松北	終点
				—
		東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	285.715		333.334	380.953

中型車

			いよ小松北	終点
				—
		東予丹原	95.239	142.858
今治湯ノ浦	333.334		428.572	476.191

大型車

			いよ小松北	終点
				—
		東予丹原	142.858	190.477
今治湯ノ浦	428.572		571.429	619.048

特大車

			いよ小松北	終点
				—
		東予丹原	238.096	333.334
今治湯ノ浦	714.286		952.381	1,047.620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

ツ 一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
軽自動車等

				篠	亀岡・大井・千代川
					194.175
			沓掛	194.175	388.350
		大原野	—	—	—
	長岡京	190.477	—	428.572	619.048
大山崎	95.239	238.096	—	476.191	666.667

普通車

				篠	亀岡・大井・千代川
					242.719
			沓掛	242.719	485.437
		大原野	—	—	—
	長岡京	238.096	—	523.810	761.905
大山崎	95.239	285.715	—	571.429	809.524

中型車

					亀岡・大井・千代川
				篠	291.263
			沓掛	291.263	582.525
		大原野	-	-	-
	長岡京	285.715	-	619.048	904.762
大山崎	95.239	333.334	-	666.667	952.381

大型車

					亀岡・大井・千代川
				篠	388.350
			沓掛	388.350	776.700
		大原野	-	-	-
	長岡京	380.953	-	857.143	1,238.096
大山崎	142.858	476.191	-	952.381	1,333.334

特大車

					亀岡・大井・千代川
				篠	679.612
			沓掛	679.612	1,359.224
		大原野	-	-	-
	長岡京	666.667	-	1,476.191	2,142.858
大山崎	285.715	809.524	-	1,571.429	2,238.096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
亀岡インターチェンジから 大井インターチェンジ又は 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981
大井インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	194.175	388.350

普通車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	242.719	485.437

中型車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	291.263	582.525

大型車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	388.350	776.700

特大車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	679.612	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから八木東インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612
園部インターチェンジから丹波インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612

ネ 一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

（注）1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

ナ 一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区間

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区間

普通車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	200.000
波佐見有田	200.000	400.000

大型車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	300.971
波佐見有田	300.971	601.942

特大車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	695.239
波佐見有田	695.239	1,390.477

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ラ 一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路)) (以下「佐世保道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ)の規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。
- ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、均一制区間及び一般有料道路のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ)、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) 上記式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A: ①イ(ハ)イ) Cのキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額(単位:円)

P: ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路の料金の額(単位:円)

C: 周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間及び別添6のうちA及びCに掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理

由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

(ニ) 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間の各区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、鹿児島道路、京奈道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション（近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。）を連続して通行する場合に限る。）と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路のうち京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場

合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の行橋インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部

又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出) することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W (単位: パーセント)

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出) することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a: 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L: 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P: 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位: 円)

P': 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

R: 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

0。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 消費税率

⑥平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。)し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数(2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数(コーポレート契約)」という。)及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区

間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W (単位:パーセント)

(注)上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ (単位:パーセント)

(注)上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位:キロメートル)

W: 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a: 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L: 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P: 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P': 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R: 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W: 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数

(コーポレート契約) が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約) が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 消費税率

ハ その他

本割引は、西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑦休日割引

イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び平成26年4月28日に高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみの通行及び均一制区間の通行を除く。)するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路、延岡南道路及び東九州自動車道と接続する日以降の椎田道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。)

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセント(平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント)とし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行

うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 30(ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50)

t : 消費税率

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のB区間又はC区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクション又は守口ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線又は大阪府道高速大阪守口線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑨近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道松原那智勝浦線の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑩第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路のC区間までの相互間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

(1) ②ロの巨椋池インターチェンジとC区間の相互間の料金の額から、(1) ①により算出された中央自動車道西宮線の京都南インターチェンジと吹田インターチェンジ相互間の料金の額を減じた額とする。

ただし、第二京阪道路の起点とC区間の相互間については、その額に、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を加算した額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	95.239	95.239	142.858	285.715

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑪中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引(以下「ネットワーク割引」という。)

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金の額を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金の額と同額とする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑫第二京阪道路特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

イ) 枚方東インターチェンジを通行するETC車。

ロ) 第二京阪道路のB区間又はC区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のC区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

本割引は、次表の(A)に掲げる区間に適用するものとし、本割引適用後の料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

	(A)	(B)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
イ)	B区間の料金	190.477	190.477	238.096	285.715	380.953
ロ)	C区間の料金	171.255	176.568	211.882	291.338	485.562

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑬南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引（以下「ETC連続利用割引」という。）

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点インターチェンジまでの区間において流出し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

⑭沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで本割引を適用する。

⑮障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑪乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、安来道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑫通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑬割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑭（ただし、⑤及び⑥を除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑤と①、③、④、⑦、⑪又は⑬から⑮までの割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と①、③、⑪、⑬又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪、⑬又は⑮については、⑪、⑬又は⑮の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と④、⑦又は⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤は適用しないものとする。

ニ ⑥と②、④、⑦、⑪、⑬から⑮まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑥と⑪、⑬又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪、⑬又は⑮の割引適用後に、⑥の割引を適用する。

(ロ) ⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑥の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ）⑥と⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑩の割引を適用する。

（ニ）⑥と④、⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。

⑩企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ（ハ）イ Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車等が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車等が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車等が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びワに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2のものとの連結車両及びルに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヾ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	—	—	485.437	—	—
竜王から栗東まで	339.806	—	—	—	—
栗東から瀬田東・瀬田西まで	291.263	339.806	339.806	—	—
瀬田東・瀬田西から大津まで	242.719	—	291.263	388.350	—
瀬田東・瀬田西から京都東まで	—	—	436.894	—	—
大津から京都東まで	—	—	242.719	291.263	—
大津から京都南まで	—	—	571.429	—	—
京都東から京都南まで	—	—	485.437	—	—
茨木から吹田まで	—	—	242.719	—	388.350
吹田から豊中まで	339.806	—	436.894	—	—
豊中から尼崎まで	242.719	—	291.263	339.806	—
尼崎から西宮まで	291.263	—	339.806	—	—

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	—	485.437	—	—	—

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
貝塚から泉南・阪南まで	388.350	—	—	—	—
和歌山から海南東・海南まで	388.350	—	—	—	—

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から丹南篠山口まで	485.437	—	—	—	—
福知山から綾部まで	—	388.350	436.894	—	—
綾部から舞鶴西まで	—	436.894	—	—	—

近畿自動車道敦賀線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸三田まで	—	—	339.806	—	—
三田西から吉川まで	—	—	339.806	436.894	—

近畿自動車道敦賀線と山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸北まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	339.806	—	—	—	—
中国豊中・中国池田から宝塚まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
宝塚から西宮北まで	—	—	571.429	—	—
西宮北から神戸三田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
西宮北からひょうご東条まで	485.437	—	—	—	—

吉川からひょうご東条まで	—	—	242.719	—	—
吉川から滝野社まで	436.894	—	—	—	—
美作から津山まで	339.806	—	—	—	—
津山から院庄まで	—	388.350	436.894	—	—
山口から小郡まで	—	—	485.437	—	—
小郡から美祢まで	485.437	—	—	—	—
小月から下関まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代田から大朝まで	—	485.437	—	—	—

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三木東まで	436.894	—	—	—	—
山陽姫路西から龍野まで	—	291.263	—	—	—
山陽姫路西から備前まで	—	—	1,190.477	—	—
龍野西から赤穂まで	—	485.437	485.437	—	—
赤穂から備前まで	—	388.350	436.894	—	—
備前から和気まで	—	—	436.894	—	—
岡山から倉敷まで	436.894	—	—	—	—
岡山総社から早島まで	—	436.894	—	—	—
早島から倉敷まで	—	—	291.263	339.806	—
玉島から笠岡まで	485.437	—	—	—	—
鴨方から笠岡まで	291.263	—	339.806	—	—
福山西から尾道まで	242.719	—	—	—	—
本郷から河内まで	291.263	—	—	—	—
西条から志和まで	339.806	—	—	—	—
志和から広島東まで	—	388.350	436.894	—	—
広島東から広島まで	242.719	—	291.263	388.350	—
広島から五日市まで	—	388.350	436.894	—	—
五日市から廿日市ジャンクションまで	—	485.437	—	—	—
大竹ジャンクションから岩国まで	291.263	339.806	339.806	—	—
徳山東から徳山西まで	485.437	—	—	—	—
徳山西から防府東・防府西まで	—	—	485.437	—	—
防府東・防府西から山口南まで	—	—	436.894	—	—

中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久世から湯原まで	—	436.894	—	—	—
湯原から蒜山まで	485.437	—	—	—	—
江府から溝口まで	291.263	—	—	—	—

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藍住から土成まで	388.350	—	—	—	—
三島川之江から土居まで	291.263	339.806	436.894	571.429	—
土居から新居浜まで	388.350	—	—	—	—
いよ西条からいよ小松まで	436.894	—	—	—	—
川内から松山まで	—	—	485.437	—	—

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
善通寺からさぬき豊中まで	—	485.437	—	—	—
さぬき豊中から大野原まで	291.263	339.806	—	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
門司から小倉東まで	388.350	—	—	—	—
新門司から小倉南まで	436.894	—	—	—	—
小倉東から小倉南まで	242.719	291.263	291.263	—	—
小倉東から八幡まで	485.437	—	—	—	—
小倉南から八幡まで	339.806	—	—	—	—
若宮から古賀まで	—	436.894	485.437	—	—
古賀から福岡まで	339.806	388.350	436.894	—	—
鳥栖から久留米まで	339.806	388.350	436.894	—	—
久留米から八女まで	388.350	—	—	—	—
菊水から植木まで	339.806	—	436.894	—	—
熊本から御船まで	—	—	485.437	—	—
御船から松橋まで	—	—	485.437	—	—
栗野から横川まで	242.719	242.719	242.719	291.263	485.437
横川から溝辺鹿児島空港まで	—	—	485.437	—	—
溝辺鹿児島空港から加治木まで	—	—	339.806	—	—
加治木から始良まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
始良から薩摩吉田まで	291.263	339.806	339.806	—	—
始良から鹿児島北まで	—	—	619.048	—	—
始良から鹿児島まで	—	—	619.048	—	—
薩摩吉田から鹿児島北まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
薩摩吉田から鹿児島まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	—	—	242.719	291.263	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
栗野からえびのまで	436.894	485.437	485.437	761.905	—
栗野から小林まで	—	—	952.381	1,285.715	—
栗野から高原まで	—	—	1,190.477	1,714.286	—
栗野から都城まで	—	—	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から田野まで	—	—	2,380.953	3,428.572	—
栗野から宮崎まで	—	—	2,761.905	—	—
横川からえびのまで	—	—	714.286	—	—
横川から小林まで	—	—	1,142.858	—	—
横川から高原まで	—	—	1,380.953	1,952.381	—
横川から都城まで	—	—	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から田野まで	—	—	2,571.429	—	—
横川から宮崎まで	—	—	2,952.381	—	—
溝辺鹿児島空港から小林まで	—	—	1,571.429	—	—
溝辺鹿児島空港から高原まで	—	—	1,809.524	—	—
溝辺鹿児島空港から都城まで	—	—	2,333.334	3,333.334	—
溝辺鹿児島空港から田野まで	—	—	3,047.620	—	—
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	—	—	3,333.334	—	—
加治木から小林まで	—	—	1,809.524	—	—
加治木から高原まで	—	—	2,095.239	—	—
加治木から都城まで	—	—	2,571.429	—	—

加治木から田野まで	—	—	3,238.096	—	—
加治木から宮崎まで	—	—	3,523.810	—	—
始良から高原まで	—	—	2,333.334	—	—
始良から都城まで	—	—	2,904.762	—	—
始良から田野まで	—	—	3,428.572	—	—
始良から宮崎まで	—	—	3,714.286	—	—
薩摩吉田から都城まで	—	—	3,095.239	—	—
薩摩吉田から宮崎まで	—	—	3,904.762	—	—
鹿児島北から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島北から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島北から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—
鹿児島から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久留米から筑後小郡まで	—	485.437	—	—	—

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから小林まで	485.437	—	619.048	—	—
えびのから高原まで	—	—	952.381	—	—
えびのから都城まで	—	—	1,428.572	2,000.000	3,428.572
えびのから田野まで	—	—	2,095.239	2,952.381	—
えびのから宮崎まで	—	—	2,523.810	—	—
小林から高原まで	291.263	339.806	339.806	—	—
小林から都城まで	—	—	1,000.000	1,333.334	2,190.477
小林から田野まで	—	—	1,619.048	—	—
小林から宮崎まで	—	—	2,000.000	—	—
高原から都城まで	—	—	714.286	952.381	—
田野から宮崎まで	—	436.894	485.437	—	—

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
長崎多良見から諫早まで	—	242.719	242.719	291.263	—
諫早から大村まで	339.806	—	436.894	—	—
東そのぎから武雄南まで	—	485.437	—	—	—
嬉野から武雄南まで	—	—	—	—	436.894
嬉野から武雄北方まで	436.894	—	—	—	—
武雄北方から多久まで	339.806	—	—	—	—
東脊振から鳥栖まで	—	—	485.437	—	—
鳥栖から筑後小郡まで	242.719	—	291.263	339.806	—
鳥栖から甘木まで	—	—	485.437	—	—
筑後小郡から甘木まで	242.719	—	291.263	339.806	—
甘木から朝倉まで	—	—	339.806	—	—
朝倉から杷木まで	—	339.806	—	—	—
九重から湯布院まで	—	436.894	—	—	—
別府から速見まで	—	388.350	436.894	—	—

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	291.263	339.806	339.806	571.429	—

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から宜野座まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
許田から金武まで	—	485.437	485.437	666.667	—
許田から石川まで	—	—	714.286	1,000.000	—
宜野座から金武まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
宜野座から石川まで	—	485.437	485.437	666.667	—
金武から石川まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
金武から沖縄北まで	436.894	—	571.429	—	—
金武から沖縄南まで	—	—	714.286	—	—
屋嘉から石川まで	—	—	194.175	—	—
屋嘉から沖縄北まで	339.806	—	436.894	—	—
石川から沖縄北まで	291.263	339.806	339.806	—	—
石川から沖縄南まで	—	—	485.437	—	—
沖縄北から北中城まで	339.806	—	—	—	—
沖縄南から北中城まで	242.719	—	291.263	339.806	—
沖縄南から西原まで	—	—	485.437	—	—
沖縄南から那覇まで	485.437	—	—	—	—
北中城から西原まで	242.719	—	291.263	388.350	—
北中城から那覇まで	—	—	485.437	—	—
西原から那覇まで	—	—	291.263	339.806	—

別添 6

A	一般国道2号(広島岩国道路)
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))
	一般国道9号(江津道路)
	一般国道10号(椎田道路)(東九州自動車道と接続する日以降とする。)
	一般国道10号(宇佐別府道路)
	一般国道10号(日出バイパス)
	一般国道10号(延岡南道路)
	一般国道10号(隼人道路)
	一般国道11号(高松東道路)
	一般国道42号(湯浅御坊道路)
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路と接続する日以降とする。)
B	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))
	一般国道9号(安来道路)
	一般国道10号(椎田道路)(東九州自動車道と接続する日の前日までとする。)
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))
	一般国道34号(長崎バイパス)
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路と接続する日の前日までとする。)
	一般国道481号(関西国際空港連絡橋)
	一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))	
C	一般国道1号及び478号(京滋バイパス)
	一般国道1号(第二京阪道路)のうちA区間及びB区間
D	一般国道1号(第二京阪道路)のうちC区間

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ														
大口	×	大口													
前納	×	×	前納												
深夜	○	○	○	深夜											
休日	○	○	○	×	休日										
近乗	○	○	○	○	×	近乗									
阪連	○	○	○	○	×	×	阪連								
京阪連	○	○	○	○	×	×	×	京阪連							
ネット	○	○	○	○	○	×	×	×	ネット						
京阪特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	京阪特					
三線	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	三線				
沖特	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	沖特			
障割	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	障割		
路バス	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(1) 重複適用の有無

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「近乗」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引